三十六　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 1　電気通信業務用伝搬障害防止区域 | 1　［同左］ |
| 区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲 | 区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲 |
| ［1～38　略］ | ［1～38　同左］ |
| 39　削除 | 39　(1)　栃木県小山市本郷町３―５―12　(89,60)<br>(2)　栃木県小山市大字鉢形字上野原1027―３　(96,10) / 北緯36度19分05秒東経139度48分28秒の地点と北緯36度20分26秒東経139度51分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| ［40～73　略］ | ［40～73　同左］ |
| ［2～4　略］ | ［2～4　同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

三十七　平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 1　電気通信業務用伝搬障害防止区域 | 1　［同左］ |
| 区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲 | 区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲 |
| ［1～20　略］ | ［1～20　同左］ |
| 21　削除 | 21　(1)　千葉県木更津市新田３―１―９　(49,70)<br>(2)　千葉県君津市下湯江字下三舟1595　(160,10) / 北緯35度22分43秒東経139度55分03秒の地点と北緯35度18分22秒東経139度53分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度18分20秒東経139度53分35秒の地点と北緯35度18分12秒東経139度53分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| ［22～29　略］ | ［22～29　同左］ |